

## 飯山市消防団員の処遇等検討委員会（第3回）次第

日 時 令和4年10月26日（水）15時30分～

場 所 飯山市役所4階委員会室

### 1 開 会

### 2 委員長あいさつ

### 3 前回の会議概要

### 4 会議事項

(1) 消防団員条例定数について（資料1）

(2) 機能別消防団員制度の導入について（資料2）

### 5 その他

次回の会議日程

日時： 月 日（ ） 時 分～

場所：市役所4階

内容：消防団行事、訓練や区等行事への協力、消防車両運転にかかる体制整備  
消防団員に対する安全装備品等の充実 等

### 6 閉 会

# (1) 消防団員条例定数について

## ① 飯山市消防団の現状

- ・組織は本部及び9分団42部、並びにラッパ隊、救護隊、救助隊で構成され、実団員数725人、条例定員850人となっている。
- ・車両等の装備は、団本部に指令車1台、救助資機材車（総務省消防庁無償貸与）1台、ポンプ車1台（旧10分団）、軽積載車42台、小型ポンプ44台が配備されています。(R4.9.30現在)

団本部員（事務局含む）  ・団長 1人 ・副団長 2人 ・本部部長 1人 ・救助隊 6人 （隊長1人、隊員5人） ・救護長 1人 ・ラッパ長 1人 ・女性団員 5人  合計 19人  団本部車両 ・指令車 1台 ・救助資機材車 1台 ・ポンプ車 1台	第1分団 飯山地区 自動車部、第1部～5部 団員数91人	ポンプ車1台 軽積載車5台 小型ポンプ5台
	第2分団 秋津地区 自動車部、第1部～4部 団員数58人	ポンプ車1台 軽積載車4台 小型ポンプ4台
	第3分団 木島地区 自動車部、第1部～4部 団員数83人	ポンプ車1台 軽積載車4台 小型ポンプ4台
	第4分団 瑞穂地区 自動車部、第1部～3部 団員数78人	ポンプ車1台 軽積載車5台 小型ポンプ5台
	第5分団 柳原、富倉地区 自動車部、第1部～3部 団員数78人	ポンプ車1台 軽積載車4台 小型ポンプ4台
	第6分団 外様地区 自動車部、第1部～3部 団員数57人	ポンプ車1台 軽積載車3台 小型ポンプ5台
	第7分団 常盤地区 自動車部、第1部～5部 団員数118人	ポンプ車1台 軽積載車5台 小型ポンプ5台
	第9分団 太田地区 自動車部、第1部～3部 団員数87人	ポンプ車1台 軽積載車6台 小型ポンプ6台
	第10分団 岡山地区 第1部～4部 団員数56人	軽積載車6台 小型ポンプ6台
	ラッパ隊 救護隊	

## ②組織の現状と管轄地区の比較

現在の分団は、地区単位で編成されているが、管轄区域面積の違いや、人口・世帯数における団員数割合のばらつき等が生じている。今後更に少子化による人口減少や高齢化が見込まれ、団員確保が困難になることが予想される部があることから、部の統合などの再編の検討が必要です。

(R4.9.30現在)

【現分団管轄データ】

地区	飯山地区	秋津地区	木島地区	瑞穂地区	柳原・富倉地区	外様地区	常盤地区	太田地区	岡山地区	合計
分団	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	第7分団	第9分団	第10分団	
実団員数（人） ※団本部員除く	91	58	83	78	78	57	118	87	56	706
人口（人）※1	6,278	2,177	2,639	1,616	1,150	775	2,674	1,719	776	19,804
団員1人当たりの人口 人口/実団員数（人）	69	38	32	21	15	14	23	20	14	28
世帯（世帯）※2	2,730	819	990	631	425	293	1,080	688	372	8,028
10世帯あたりに団員1人とした場合 世帯数/10（人）	273	82	99	63	42	29	108	69	37	802
面積（km <sup>2</sup> ）※3	16.15	19.71	8.98	20.6	32.12	11.98	11.73	26.42	54.74	202.43
団員1人当たりがカバーする面積 面積/実団員数（km <sup>2</sup> ）	0.18	0.34	0.11	0.26	0.41	0.21	0.1	0.3	0.98	0.29
対象人口（人）※4	1,612	561	698	372	309	182	623	400	164	4,921
将来対象人口（人）※5	1,093	427	583	242	189	129	483	280	116	3,542

県内19市の平均64人

※1、2 住民基本台帳

※3 令和3年国土地理院公表

※4 対象人口は18歳（入団可能年齢）～64歳（現役世代上限年齢）の男性

※5 将来対象人口（飯山市独自算出） 2036年推計値  
18,19歳は15歳～19歳の人口の合計を按分により算出  
**未公表のため取扱注意**

### ③団員の条例定数の検討について

【条例定数が関係するもの】  
 ・消防団員等公務災害補償掛金 条例定数 × 1,900円  
 ・消防団員退職報償金掛金 条例定数 × 19,200円

- (1) 過去の見直しの際に採用している10世帯当たりの団員数 802人…②組織の現状と管轄地区の比較資料参考  
 (2) 消防力の整備指針等を参考に算出した団員数 806人

地区	本部 (救助隊)	飯山地区	秋津地区	木島地区	瑞穂地区	柳原・ 富倉地区	外様地区	常盤地区	太田地区	岡山地区	合計	算出基礎等
分団		第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	第7分団	第9分団	第10分団		
救助資機材車要員 (人) ①	5										5	基準要員1台5人 ×1台
ポンプ自動車要員 (人) ①	5	15	15	15	15	15	15	15	15	15	125	基準要員1台5人 ×3倍×8台
小型P軽積載車要員 (人) ②		60	48	48	60	48	36	60	72	72	504	基準要員1台4人 ×3倍×42台
小型動力P要員 (人) ②							24				24	基準要員1台4人 ×3倍×2台
確保すべき団員数 (人) ③		48	16	20	16		15	9	7	17	148	団員数等実態調 査による
必要人員 (人)	10	123	79	83	91	63	90	84	94	89	<b>806</b>	団本部員13人除く 総合計819人
現在の団員 (人)	6	91	58	83	78	78	57	118	87	56	712	団本部員13人除く 総合計725人
活動可能人員 (人) ④	6	81	53	76	76	76	50	107	78	55	658	団本部員13人除く 総合計671人

基準要員	ポンプ自動車及び救助資機材車①	5人
	小型動力ポンプ付積載車及び小型動力ポンプ②	4人

- ①、②の算出基礎は過去の出動率が3分の1程度であることから、3倍で算出した。  
 ③確保すべき団員数は「飯山市消防団団員数等実態調査」の火災等の人数を同時に発生しないと仮定し、各部の最大人数を積み上げたものである。  
 ④活動可能人員は「現在の団員数」から「飯山市消防団団員数等実態調査」の「全く来ない」を差し引いたものである。

●上記を踏まえ条例定数については750～800人とし、不足している団員数については機能別消防団員制度を導入し、確保していく。  
 今後、地区によって急激な団員数の増減を避けるため、各分団ごとの定員の設定が必要と考える。

## (2) 機能別消防団員制度の導入について

### ① 制度の概要

より多くの方に参加いただくために、消防団には、機能別消防団員・分団という制度があります。  
それぞれの能力やメリットを活かしながら、特定の消防団活動や時間の許す範囲での活動ができます。

総務省消防庁のHPより

#### 機能別消防団員

仕事や家族の都合等で全ての活動に参加することが困難な場合は...

##### 火災予防・広報団員



予防団員として、住宅防火訪問・高齢者訪問や救命救助講習の実施を中心に活動したり、広報団員として、音楽隊などに入り、消防の諸行事や市主催のイベント等で消防団をPRする活動を行っています。

##### OB団員



消防団を引退した方がその豊富な経験を生かして消防団の活動に携わることができます。  
体力の問題や仕事の都合で訓練などに参加出来なくなっても無理の無い範囲で活動できます。

#### 機能別消防分団

災害時や特定の活動のみに参加が可能な場合は...

##### バイク隊



バイク隊車両が通れない場所への救援物資の運送や、震災時の情報収集など、バイクの機動力を活かした場所で活躍しています。



##### 女性消防分団



女性のみで結成され、主に防火広報活動で活躍しています。女性ならではのきめ細やかな対応で、活動の幅がますます広がっています。

##### 水上バイク隊



浸水や、水難事故救助など、通常の消防団では活動が困難を極める水害現場で活躍しています。

##### 大規模災害のみ活動する分団



大規模災害のみ活動する分団大規模災害時のみに活動を限定しており、通常の消防団員だけでは十分な対応が取れない場合に活躍します。

##### ドローン隊



主に災害時の被害状況把握や行方不明者の捜索等の活動を行っています。人が近づけない危険箇所や、目に見えない場所などの素早い状況把握を行うことができます。

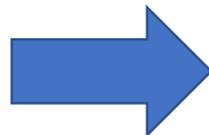
## ②OB団員の活用

### 機能別消防団員概要（案）

対象者	原則、消防団経験者（退団者）
活動内容	部内の火災、災害において部長から要請があった場合、出動する 式典・訓練への参加は免除
所属	部
出動範囲	部の出動範囲内
階級	新たに「機能別団員」を設ける
服装	法被（機能別消防団員文字入り）、長靴、ヘルメット、雨具、防寒着を貸与
補償等	消防団員等公務災害補償、福祉共済あり
出動手当	「基本団員」と同じ額を支給
年額報酬	支給しない（火災、災害（大規模災害を含む）への出動のみのため）
退職報償金	支給しない
その他	階級「団員」から「機能別団員」へ移行する場合、分団長若しくは部長が推薦する。

### 課題

- ・機能別消防団員制度を作ると皆そちらにながれてしまうのではないか



### 解決策（案）

- ・定員を定める
- ・加入できる年齢を定める

## ③機能別分団について

ドローン分団：災害が発生した時に、人が近づけない場所や目に見えない場所の迅速な状況把握

女性分団：諸行事やイベント等での消防団の魅力発信や学校の授業等における子供達への防災教育による意識醸成

- 具体的な組織化は今後、消防団で必要性を検討していく。

### 経費

法被※1	1着	約16,500円
腹掛※1	1着	約3,600円
長靴※2	1足	約9,000円
ヘルメット※2	1個	約2,700円
雨具	1着	約10,000円
防寒着	1着	約12,000円
福祉共済掛金	1人	3,000円
1人あたり合計		約56,800円

■市から貸与、支出しているもの

※1 副分団長以上

※2 予算の範囲内

### 方針

- ・導入については、経費や各部の内情等考慮し、複数年に渡り段階的に人数を決定していく。

## 【今後のスケジュール】

- |       |       |           |  |
|-------|-------|-----------|--|
| 第3回   | 検討委員会 | 10月26日（水） | 消防団員条例定数、機能別消防団員制度の導入                              |
| 第4回   | 検討委員会 | 11月21日（月） | 消防団行事、訓練や区等行事への協力、消防車両運転にかかる体制整備、消防団員に対する安全装備品等の充実 |
| 第5回   | 検討委員会 | 12月 8日（木） | 検討委員会報告書（案）  |
| 市への報告 |       | 12月26日（月） | 検討委員会報告書を市長へ報告                                     |